

世界遺産「平泉」の拡張のための 類似資産調査（1）

－「天地之中」登封の歴史遺産群－

佐藤 嘉 広[※]

1 はじめに～現地調査の実施

平成24年（2012年、以下西暦表記）8月、岩手県教育委員会では岩手大学等と共同で「天地之中にある登封の歴史遺産群」（Historic Monument of Dengfeng in “The Centre of Heaven and Earth”、以下、「登封」）に関し、現地調査を実施した⁽¹⁾。

「登封」は中国河南省に所在する資産群で、2008年に推薦書が提出され、2010年の第34回世界遺産委員会（於：ブラジリア）において、世界遺産一覧表に記載されている。この期間は、「平泉の文化遺産」（以下、「平泉」）が記載延期から記載に向けて作業を進めていた期間と重複し、「登封」が記載に至る過程は「平泉」にとって大いに参考とすべき内容があったものの、当時は「平泉」そのものの推薦書改定作業に追われたことから、十分な情報収集を行えなかったものである。

2011年6月、「平泉」は「平泉－仏国土（浄土）を表す建築、庭園及び考古学的遺跡群－」として記載された。当初推薦しながらも記載されていない資産の一部については、拡張による追加を目指した取り組みを進めた結果、2012年9月、「平泉」は再び暫定一覧表に記載された。

今後は、暫定一覧表記載内容をベースとして、「平泉」の新たな価値証明を行っていくこととなるが、その際、「登封」における記載過程を調査する必要がある旨の指導を文化庁よりいただいたものである。

2 資産の概要

「登封」は、8構成資産（11構成要素）によるシリアルノミネーションで、登封市の中心部に所在する。この地域は、黄河の中流域にあたり、西側・北側・東側の一部を中国5聖山のひとつである高山連峰が巡り、南側は潁河に向かって広く開ける大盆地状の地形を形成している。「天地之中」の名称が示すとおり、この付近には夏王朝以来2000年以上もの長期間にわたって断続的に王朝の中

※岩手県教育委員会

(1) 調査日程及び参加者は以下のとおり。

日程：2012年8月30日～31日

参加者：岩手大学 藪敏裕、伊藤博幸、劉海宇、

岩手県立大学 菅田慶信、盛岡大学 大石泰夫、

岩手県教育委員会 佐藤嘉広、佐藤淳一

心・拠点がおかれていたことが知られていて、中華文明及び漢民族発祥の地として位置づけられている「中原」や現在の国名である「中国」の呼称が由来する地となっている。

構成資産は図1、表1のとおりである。

構成資産は東西約20キロメートルの範囲内に点在している。周公測影台と観星台は東南域の平野部に位置するが、その他は嵩山山麓の斜面部又は斜面から平野部に変換する地点に所在する。資産群

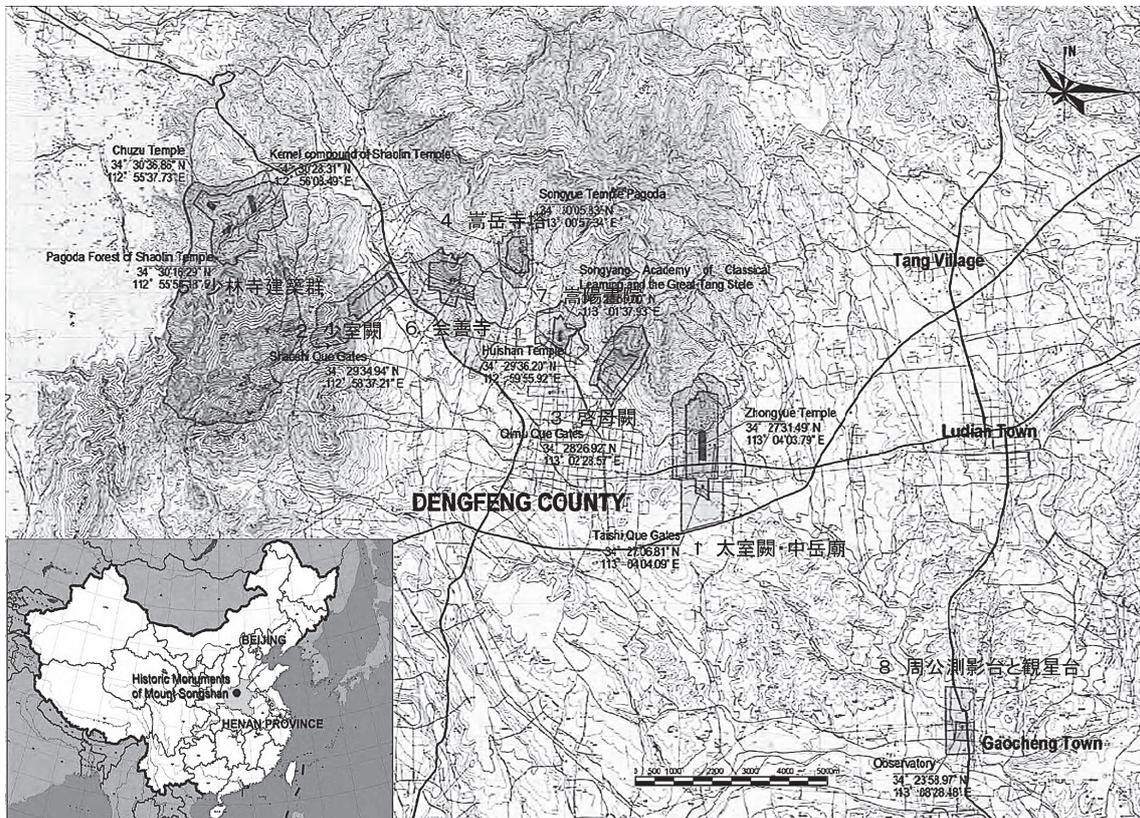


図1 「登封」の位置図 (Historic Monuments of Mount Songshan' p21 1-e-6. The core zone and buffer zone of the nominated property を変更して作成)

は2世紀から1000年以上をかけて順次建立されていったもので、しかも、建立にあたってのそれらの宗教的・思想的背景はそれぞれ異なっている。

また、観光地としての知名度の観点では、中国の他の世界遺産に比して決して高いとはいえないこと、及び単独で傑出した建造物や遺跡を持っていないことを特徴としてあげうるかもしれない。

3 登録に至る経過

(1) 当初の推薦 (2008年1月)

「登封」は、当初「嵩山の歴史的記念物群」(Historic Monuments of Mount Songshan) の資産名で推薦書が提出された(2008年1月23日)。推薦資産名が示しているとおおり、「嵩山は、中国のまさに中心の核中の核と見られていた」や「[天地の中]の概念は嵩山の巨大な引力によるものである」など、嵩山が価値証明のキーコンセプトとして用いられている状況が伺える。

ア 構成資産の価値の説明

- ・皇帝権力を正当化するため、広く信仰されていた自然崇拝と祖先崇拝を儒教に基づいた祭祀体

系に変換したことを、漢代の三つの闕が示している。これらは、嵩山の自然と調和し、比類のない価値を持っている。

- ・嵩岳寺塔、少林寺の建築物、会善寺は、中国仏教の発展の異なる段階を示している。嵩山の宗教建築物が、10世紀以上も中国の仏塔などの建築に影響を与えた。
- ・嵩陽書院は、以前の学問を継承するとともに、東洋儒教の中心としての嵩山の一貫性を証明している。
- ・天文台は、中国のみならず世界の天体観測施設の最古の例であり、先祖による中国文明の起源と「天地の中」としての嵩山への感謝を示している。

表1 「登封」を構成する資産の概要

no.	構成資産名	内 訳 (構成要素)	面積 [ha] (緩衝地帯面積)	宗教等	内 容
1	太室闕、 中岳廟	太室闕	372.3 (496.3)	(嵩山)	後漢時代の闕。太室山（嵩山の一部）の神を祀るための施設で、当時の祭礼の例証となるもの。
		中岳廟		道教	秦代に創建された「太室祠」が前身になったと伝えられる道教の廟。
2	少室闕		8.4 (222.4)	(嵩山)	後漢時代の闕。少室山（嵩山の一部）の麓に残る少室山の神を祀る少室山廟の前に建てられた闕。
3	啓母闕		40.4 (108.9)	(嵩山)	後漢時代の闕。万歳峰（嵩山の一部）の下に位置し、啓母廟の闕として建てられた。
4	嵩岳寺塔		33.4 (47.9)	仏教	北魏時代に建立された太室山南麓に残る嵩岳寺の仏塔。中国に現存する煉瓦塔としては最古。皇帝の離宮だった建物が仏教寺院とされ、仏塔も建てられた。
5	少林寺 建築群	常住院	182.6 (1939.6)	仏教	少室山五乳峯に建立された仏教寺院で、禅宗の祖底。現存少林寺建築群の中で最大級。
		初祖庵		仏教	菩提達磨が壁に向かって座禅したと伝えられる場所に残る建築群。
		塔林		仏教	少林寺僧の墓所。墓塔は唐代から清代まで13世紀にわたって建てられてきた。
6	会善寺		68.2 (373)	仏教	太室山積翠峰の下にあり、北魏時代の離宮を起源とする寺院。
7	嵩陽書院		27.8 (115.4)	儒教	北魏の時代に建造された嵩陽寺を起源とする儒教の学問所。
8	周公測影台と観星台		16.3 (134.6)	科学技 術	日時計と天文観測施設。周公が天地の中心を定めるため設置したのが最初。元代に設置された観星台の中心ともなった。
計			825 (3438.1)		

イ 評価基準の適用

評価基準(i) : 「天地の中」の概念によって建てられた祭祀、宗教、科学技術、教育建築物の傑作。

評価基準(ii) : 中国とアジアにおける仏教と供犠祭祀の普及を示し、それらはさらに文化伝統への影響もまた示している。

評価基準(iii) : 嵩山の歴史的記念物群は、古代の供犠文化と学問的教育伝統を示している。

評価基準(iv) : 三つの闕・嵩岳寺塔・少林寺の塔林、観測所はレンガと石造物の傑出した実例で、初祖庵・会善寺・中岳廟は木造建築の傑作である。

評価基準(vi) : 嵩山の歴史的記念物群が40平方キロにも及んで集中することは、中国文明発祥の地としての連山の結果であり、「天地の中」の聖なる観念を象徴している。また、少林寺と塔林・闕とその彫刻は、禅宗と古代中国の武術の証明である。

(2) ICOMOS 現地調査直後の質問

ICOMOSによる現地調査は、2008年9月に行われている。その直後、10月にICOMOSから締約国に対して質問が出されている。

① どのように5つの聖山(泰山(1987年記載、複合遺産)、衡山、嵩山、華山、恒山)全体の推薦資産が、現在推薦している資産と関係しているのか。

② 古代の樹木について。

(②に関する詳細は省略)

この二つの質問に対し、翌11月、ICOMOSに対して以下の内容を回答している。

(3) 補足情報1の提出

(締約国が2008年11月に提出した補足情報の要約)

嵩山と泰山は大きく異なっていて、泰山は東洋の神の信仰とのみ関わっている。嵩山は、「一万山の先祖」と考えられ、水・土・生命体・天候・地理的位置が文化の形成に適し、それらが中国の中心的役割を果たしている。嵩山が中心地として発展してきた歴史を振り返れば、嵩山の歴史的記念物群が中国文化の本質と儒教、仏教、道教などの宗教をよく表すものであることが容易に理解される。聖山としての嵩山の文化的意義は、5つの聖山の概念に先行して形成された。

5つの聖山は統一された文化的かつ理念的概念を示していて、中国の暫定リストには「泰山の拡張」として記載されている。しかし、それらは地理的に離れ、自然と文化の共通点がほとんどない。それらをシリアルノミネーションとするには多くの議論を要することから、顕著な普遍的価値を持つ嵩山の歴史的記念物群を個別に保護することが合理的かつ必要である。

(4) ICOMOS からの質問 (2008年12月)

この回答に対し、ICOMOSは、さらに翌12月追加質問を送っている。

「嵩山がどのように「中国」や「中原」誕生の概念を生んでいるのか。」

(5) 補足情報2の提出 (2009年2月)

12月に出されたICOMOSからの質問に対して、2009年2月に補足情報として回答している。締約国は、12月の質問の意味を以下のように解釈した。

「闕が天地の中心としての山への皇帝供犠に直接的に関連することは明らかであるが、他の推薦資産が嵩山においてどのように天地の中心の概念を直接的に表しているのか。また、どの要素がそれらを示しているのか。」

この質問をうけ、締約国は、資産価値のコンセプトに関する説明を大幅に変更することとなった。すなわち、

「(中央の聖なる山である) 嵩山は、「中原」・「中国」の概念とその自然的要素においてのみ関連するもので、嵩山そのものには文化的な価値は含まれず、そのため資産に含めていない」とした。

その際の補足情報では、以下、「中原」・「中国」と「天地之中」の概念の関係を歴史的に説明し、その中で各構成資産を位置づけなおしている。そして、以下の2点について、変更することを提示した。

- ① 資産名を、「天地之中にある登封の歴史的記念物群」に変更すること。
 - ② 「観測所」の名称を「周公測影台と登封天文台」に変更すること。
- さらに、この補足情報2には、付編として以下の内容が盛り込まれている。

出典と解説

1. 物証と文学

「登封は中国文化における「天地之中」である」

1.1 「天地之中」とは何か。

天蓋理論

天球理論

1.2 物証と文学

「天地之中」概念に関する文学作品

2. 物証と文学

「登封の歴史的記念物群は「天地之中」における精神的中心の支配的文化を表している」

2.1 初等科学に基づいた「中心」の設定 周公測影台

2.2 初代皇帝崇拜から供犠と祭祀文化 登封の三つの闕

2.3 中国仏教の起源と道教の基礎 嵩岳寺塔、少林寺、中岳寺

2.4 新儒教主義の集合 嵩陽学院

2.5 科学への回帰 天体観測の土台 周公測影台、中岳廟、登封観測所の位置、会善寺、登封天文台

2.6 物証と文学

「天地之中」概念に関する登封の歴史的記念物群における文化文物

3. 評価基準と比較分析についての価値証明に関する補足情報

3.1 記載の評価基準についての補足情報

3.2 比較分析についての補足情報

「「天地之中」としての〈登封〉は、中国人の正統的宇宙観を表している」

「天文台が世界の科学史の発達における天文学史の文脈において、重要な役割を果たした」

「周公測影台は「天地之中」を直接的かつ精巧に表している」

それぞれの構成資産についての説明は、以下のとおり。

これらの説明について、当初の推薦書における個々の資産の説明と比較すると（33頁～）、その

違いが一層明らかになる。

表2 「天地之中」としての「登封」構成資産の説明

周公測影台	1100BCに始まる「 <u>天地之中</u> 」であることと1000年以上前の天文学の開始の説得力ある証拠
登封天文台	13世紀に「 <u>天地之中</u> 」の起源の考えと天文学が継続している
漢代の三闕 (太室闕、少室闕、啓母闕)	夏王朝王室の祖先崇拜の点で、嵩山と最も密接な関係がある。(首都は宇宙の中心に置かれ、闕は王室先祖の信仰として作られた。嵩山は風水の地理的背景にすぎない。)「 <u>天地之中</u> 」の確信を示す初期のもの。
嵩岳寺塔	仏教。宇宙の中心地であるという考え方が、同様に政治権力の中心であるべきことによって、作られた
少林寺と塔林	仏教と儒教
中岳廟	道教
嵩陽書院	「 <u>天地之中</u> 」であることによってこの場所に置かれた。同種の他の古代学問所の最高位と位置付けられる。
初祖庵	「 <u>天地之中</u> 」であることによってここに建てられた。中国文明と仏教伝播を物語る重要な歴史の段階を示す。
会善寺	元代にモンゴル民族によって <u>天地の中心であることが再確認されたもの</u> 。

(6) ICOMOS 勧告1 (2009年3月)

2009年3月に承認されたICOMOS勧告では、2度目の補足情報(2009年2月に提出されたもの)について、次のようにコメントされている。

「個別の資産に関する主たる説明内容を変え、当初の推薦書の内容と一部矛盾する価値証明が行われていることは、ほとんど新推薦書である」。したがって、ICOMOSは「その内容を的確に審査するために多くの時間を要する」とした。

「顕著な普遍的価値、完全性と真実性」の部分では、

「当初の推薦書では聖なる山との近接性が要素であったが、追加情報においては天地の中心としての登封との近接性に变化した。」

締約国が提示した評価基準については、以下のように審査された。

評価基準(i) それらの創造性において、どのような点が天才といえるのか証明されていない。

評価基準(ii) 供犠に関する構築物と仏教建築はインドと中国・東南アジアの価値観交流を示しているが、教育施設(学問所)はそのようにいえない。

評価基準(iii) 祭祀慣習と結びついている闕は、嵩山の中心性と聖域性の信仰と関わっていたが、推薦資産のすべてがそうではない。

評価基準(iv) 資産はすべて顕著な構築物ではあるが、それらの形態が表すものに関して、人類史の重要な段階と関連するものとはいえない。

評価基準(vi) 聖なる構造物が集中していることは、天地の中心における聖山の強力な一貫性のある伝統を反映している。仏教建造物は聖山と象徴的に関係している。しかし、聖山が資産から外れている。

結論：当初の推薦書では、嵩山との視覚的・精神的関係に関して遺跡群が統一的な価値を示し、中国では、山への供犠の古代的宗教が、皇帝によって儀式を伴う国家宗教へ転換し、皇帝権力が確立したことの反映とされることと考えられた。

この関係は、学問所や観測所には適用されず、また、それらの関係を示すためには、嵩山を推薦資産に含める必要があると考えられた。すべての資産を含めるひとつの方法として、単に山の信仰とのみ関連付けるのではなく、天地の中心である登封として進めるべきであるように思われる。また、観測所は、科学の発展との関連で、単独の推薦に値すると考える。

- 延期：
- ・中央の聖なる山である嵩山といくつかの推薦資産のさらなる関係を考察し、
 - ・推薦資産の一部が山の部分として、どのように権力を表す価値を反映し、制度的、宗教的、儀式的観点で影響しているか、そして、素朴な自然信仰が、どのように儒教思想を基に皇帝権力を正当化する権力に転換したかについて考察し、
 - ・観測所を科学技術の発展における産物として推薦することを考慮すること。

(7) 第 33 回世界遺産委員会 (2009 年 6 月)

セビアで開催された世界遺産委員会においては、内容的にはほぼそのまま ICOMOS の勧告に基づいているが、延期ではなく情報照会が決議されている。ドラフトアジェンダと最終決議は同一内容である。

(8) 追加情報の提出 (2010 年 1 月)

第 33 回世界遺産委員会の情報照会決議に基づいて、2010 年 1 月に締約国から ICOMOS へ追加情報が提出されている。内容は、2009 年 2 月に提出された補足情報をさらに詳細にしたものであるが、最初に当初の推薦書についての要約が示された後、それぞれの勧告内容の項目ごとに回答が示されている。そして、改めて評価基準の (i)、(ii)、(iii)、(iv)、(vi)、を提示した。

結論部分では、以下の 2 点を強調している。

- ・後日、72 峰による「中央の聖山」嵩山については、現在の推薦資産の拡張として推薦するか、または緩衝地帯に含めるつもりである。
- ・嵩山と結びついている中岳廟、大室闕、少室闕を取り下げる用意もあるが、全体の統合性を弱めてしまうものである。

(9) ICOMOS 勧告 2 (2010 年 3 月)

翌 2010 年の ICOMOS 勧告では、完全性については適合しているが、追加情報を考慮した場合においても、構成資産の選択がどのような論理でなされているのか不明確である、とされた。また、資産選択を妥当なものとするためには、さらなる比較分析が必要であると指摘されている。

以上の結果、「天地之中」登封の歴史的記念物群は、評価基準 (iii) 及び (vi) によって記載が勧告されている。評価基準 (i)、(ii)、(iv) については、適用が見送られた。詳細は、表 3 のとおり。

ICOMOS 勧告において、次の 2 点について締約国に求められている。

- ・(嵩山の自然的要素と天地の中の概念との結びつきが求められることから) 緩衝地帯を拡張すること
- ・「天地之中」の概念が個々の構成資産によって相互に理解される方策をとること

(10) 第34回世界遺産委員会 (2010年7月)

2010年7月にブラジルで開催された世界遺産委員会において、ICOMOS 勧告どおり「天地之中」は世界遺産一覧表に記載された。ドラフトアジェンダと最終的な決議文はほぼ同一である。

表3 個別の評価基準でみた「登封」追加情報 (2010年1月) と ICOMOS の評価 (2010年5月)

	追加情報 (その3、2010.1)	ICOMOS 評価書 (2010.5)
評価基準 (i)	登封観測所と周公日時計台の顕著な天文学的・曆学的成果物は、他の関連する資産群の高い属性と同様に、この基準を証明している。	観測所のみ適用され、他の構造物には適用されない。
評価基準 (ii)	推薦資産は、それらが海外文化からの影響を受け、文化・科学・技術において他の地域の発展に影響を發揮したことを示している。登封観測所は、インドと中央アジアからの天体用具意匠の証拠を示す一方、観測所の測定値から引き出された曆は多くの他の国々に広がった。多くの構造物は、禅仏教への強い影響の導入と拡散を示している。同様に、嵩岳寺仏塔を通じて示される中国とインドの建築芸術と工作物の完全な融合が示され、そして、中国と近隣諸国の文化の影響とともに最大の儒教学問所が設立された。	仏教建造物群はインド亜大陸と中国、東南アジアの注目すべき思想の交流を示すが、教育的建造物群 (学問所) は建築的・教育的・技術的点での深い影響を示しておらず、類稀な思想の交流も反映していない。学問所は、より広い運動の一部分であった。観測所は、単独の推薦であれば、天文学の知識の中心としての重要性が明白であることから、この基準を満たしたであろう。
評価基準 (iii)	宇宙の形態についての科学的調査と実践は3,000年前に始まり、15-16世紀から次第に影を潜めた。「天と地の中心」の宇宙観を支援する多くの王朝は、選民層によって進められ、一般民衆によって受容された。科学的・教育的・信仰的体系の証拠は、今日では残っていない。仏教徒の文化伝統は生きながら進化している。これらはすべてこの評価基準を支持している。	天と地の中心についての天文学の思想が、天と地の中心に首都をおくという皇帝権力の思想、その自然的要素である嵩山とその宗教的関連性と強く結びついている。しかし、これは大きく登封や他の寺院群も含んでいる。いくつかの遺跡は山との関係が明確であるか、観測所のように直接天文学の思想と結びついているが、円の中心から物理的に離れた遺跡では、あまり明確でない。そのため、訪問者に対して遺跡間の関係と全体が天と地の中心であることを認識させる必要がある。
評価基準 (iv)	推薦資産は、全体として、包括的な顕著な傑作で、偉大な規模と深さの持続的影響を伴う独特の空間の精神性についての物証である。この組合せの建造物群は、お互いに反響するように、完全な組合せとなるように、それらの個々の文化と宗教の特徴にしたがって、注意深く配置されていた。超越した皇帝権力の影響と学問的・宗教的哲学に導かれて、それらは構造的・配置的に優美で、その当時における最も顕著な建造物群であった。建築と設計の高い標準は、皇帝の権力と影響をさらに拡大し、統治の確立に資した。	推薦された資産のうちの代表的建造物群は顕著な構造物であると考えられるものの、それらの形態が表していることに関して、人類史の重要な段階のひとつ以上に結びついていると考えることは困難である。
評価基準 (vi)	この歴史的な組合せは、歴史的な出来事や現在の伝統・思考・信仰と直接的・有形的な関係を有している。関連する信仰は、天体と宇宙についての法則についての探査と信仰を含んでいる。神から与えられた皇帝権力の地位の推進とそれにおける信仰、供犠祭祀の証言とそれにおける信仰、後代にそれらに取って代わった現在の伝統的道教と仏教の信仰、そして少林寺に起源し発展した仏教の禅宗の信仰である。	神聖で世俗的な構造物の集中は、聖なる山と結びついた天と地の中心の強く一貫した伝統を反映している。仏教建造物群は聖なる山と象徴的関係を持ち続けてきた。

4 平泉との比較

「登封」に関する推薦書提出から記載にいたるまでの経過等を「平泉」と比較し、今後、「平泉」が拡張による追加記載を行うべき点について記述する。

(1) 平泉との類似点

ア 単体で傑出した資産がないこと

現在の観光的集客力でみた場合、「登封」においては少林寺が、「平泉」においては中尊寺が他を引き離している。とはいえ、それらがそれぞれ単体で顕著な普遍的価値が証明される資産であるとはみなしがたく、また、シリアルノミネーション全体を代表する資産として位置づけられるほどの傑出性にも乏しい。すなわち、必然的に「登封」、「平泉」の両資産は資産群として評価されたうえで、世界遺産を目指していかざるを得ないものであったと考えられる。

イ 証明の核となるコンセプトにいくつかの選択肢がありえたこと

「登封」においては、「嵩山」から「天地之中」へコンセプトのシフトが行われ、結果的に記載されている。「天地之中」が、長期にわたり傑出した資産群が集中した理由としてより説得的であったほか、嵩山との関係が不明確とされた「天文台」と「学問所」は「天地之中」により包摂される資産であった。同時に、「嵩山がコンセプトの中核であるなら、なぜそれが構成資産に含められていないのか」という疑問に答える形になっている。実際には、「嵩山」が「天地之中」とともに、登封の記念物群の大きな背景であったことは疑いないが、後者を象徴する「周公測影台」と「天文台」の傑出性と求心性が大きく評価されたと考えられる。

「平泉」においては、当初から「浄土（思想）」をどのような方向性で位置づけて価値証明を行っていくのが課題であったと言える。2006年の推薦書では、「日本北方の政治・行政上の拠点に形成された浄土思想を基調とする文化的景観」をコンセプトとしたが、「浄土思想を反映していない構成資産が含まれていること」、「文化的景観としては評価できないこと」を理由に記載は延期となった。再推薦となった2010年の推薦書においては、「仏国土（浄土）」をキーコンセプトとし、もうひとつのコンセプトともいえる「政治・行政上の拠点」については、その背景とした。

「仏国土（浄土）」の概念は、2006年の「浄土思想」とほぼ同一ではあるものの、より具体性をもって構成資産と対応する内容であったといえる。そのため、当初の推薦と同様に、「仏国土（浄土）」としての顕著な普遍的価値が証明されていないとして、仏国土（浄土）を形成した政治・行政上の拠点である柳之御所遺跡（平泉館）は、記載から除外された。

「登封」、「平泉」とも、締約国として「登録すべきと考えている資産」をどのような概念でつなぐことが最も説得的であるかについていくつかの選択肢があり、実際、当初は証明が不十分であったために記載延期の勧告をうけ、その後、ICOMOSの示唆を得ながら、試行錯誤の上に記載されたという共通点がある。「登封」においては当初の推薦資産すべてが網羅されるようキーコンセプトを変更し、「平泉」においてはそれを具体化して対象資産の明確化を図った。

(2) 「平泉」の拡張への援用

「登封」における成功例を、今後の「平泉」の拡張登録において適用を考えた場合、例えば以下のような証明の方向性が考えられる。

ア 仏国土（浄土）を表す資産群が平泉に集中した理由づけ

現行の推薦書及び記載理由では、奥州藤原氏が12世紀にそれらの資産を連続的に造営していった、結果的に、平泉には仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群が集中している、という論理構成である。逆に、平泉に「仏国土（浄土）」が形成される下地が根源的に存在し、それが11～12世紀に個々の資産によって必然的に具体化されていったことを証明する方向性である。

この場合、「この地に仏国土（浄土）形成の必然性があったか」という点についての説明が可能であるか、また、「その起源を説明する資産が含まれているか」、の2点がポイントとなろう。歴史資料による十分な裏付けが求められるとともに、「日本の北方域との境界領域に形成された政治・行政上の拠点であること」や「陸奥の中心であったこと」、「この地方が9世紀以来、造寺・造仏が盛んであったこと」、「11世紀において戦乱が繰り返されたこと」などの背景により、それらの可能性を探る必要があるように思われる。

イ 構成資産の意味づけについて

アの論理構成の場合、求心的概念となりうるものの抽象度によって、選択すべき資産の広がり異なってくる。あまりに具体的な概念であれば、「拡張」資産は極めて限定されるであろう。一方、あまりに抽象的であれば、そのこと自体が顕著な普遍的価値をもつといえるかどうか疑わしい。これまでの経緯から「浄土」がその最有力概念であることは当然であるが、すでに「浄土思想との関係が薄い」と評価された資産について、個々に「仏国土（浄土）」として位置づけることを証明するばかりではなく、「浄土」が形成されていくための必須のツールとして設置・造営された資産として位置づけることなどは可能であろうか。

ウ 評価基準との対応

「浄土」などのキーコンセプトによって平泉に集中して造営された資産群（の一部）は、都市を形成するとみられている。どこまでの範囲を都市と呼ぶかについては議論がありうるが、2008年のICOMOS勧告においては、都市の設計を評価基準（ii）で証明できる可能性が示唆されていることから、順次造営される資産群の配置を、キーコンセプトの中で説明できるとしたら、都市平泉が人間の価値観交流のなかで生み出された特異な価値をもつ資産として位置づけられる可能性があると考えられる。

また、「なぜ平泉に100年以上にわたり、直接的に仏国土（浄土）を表す資産（及びそれらの背景をなす資産）が造営されたか」という点については、それらが（例えば）「浄土」形成の文化的伝統が平泉の地にあったことを証明することにつながり、その文化的伝統を「平泉文化」として位置づけることが可能であるなら、評価基準（iii）を適用することが可能となろう。新たに価値証明しようとしている資産群を含めて、一定の意味ある文化的伝統のもとに形成されたことを説明する方法である。

5 まとめ

「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」の拡張への取り組みは、本格的に始動してまだ日が浅いものの、2012年9月に暫定リストに再記載され、証明の方向性がある程度示されている。拡張の対象としている資産には「浄土思想との関連性が薄い」とされたものが含まれることから、それらについて新たに「仏国土（浄土）」であることを証明することは極めて困難と思われる。

「登封」における価値証明の方向性は、ある意味雑多ともいえるさまざまな種類の資産を束ねる概

念を適切に用いた点において、今後の「平泉」拡張に対しても一定程度参考とすべき内容が含まれている。この検討を、2010年に提出した「平泉」改定推薦書作成の作成において行うことができたのであれば、より一層の有効性が認められた可能性があったのかもしれない。しかし、拡張をめざすこととなった現段階においても、遅きに失したということではないだろう。困難は多いと思われるが、「平泉」の顕著な普遍的価値を作り上げることとなった概念について、十分な検討を行っていくべきと考える。

参考文献

齊岸青、他 『高山歴史建築群』 (Historic Monuments of Mount Songshan)

申穎濤 (編) 2012 『星台之光』 登封市文物局観星台文物保護管理所, 登封

耿炳倫 『手繪天地之中—中岳嵩山遊覽圖』 中国画報出版社

Shi Yongxin 2006 "Handbook for Shaolin Temple Tour" Contemporary China Publishing House, Beijing

ユネスコ世界遺産センターウェブサイト <http://whc.unesco.org/en/list/1305>

【参考資料】登封市文物局担当者からの情報収集

日時：平成24年8月30日

場所：登封市天中大酒店

相手方：呂佛氏（登封市文物管理局局長）

鄭建偉氏（登封市文物管理局副局長）

岩手県：岩手県教育委員会主任主査 佐藤嘉広

同 文化財専門員 佐藤淳一

他：調査参加者

1 情報照会後のコンセプト変更について

(県) 嵩山は登封の世界遺産を説明する上で重要だが、資産に入っていないのはなぜか。

(登) 情報照会という結果を受け、「天地之中」という特徴を前面に押し出す形でコンセプトを再構築していった。嵩山はその周辺にある重要な山という位置づけ。したがって、推薦名称も「嵩山の建造物群」から「天地之中」として場所の名称を使わず、コンセプトそのものを直接的に表現することとした。

(県) コンセプトの変更が、世界遺産一覧表への記載に向け間違いない方向であることをどのような手続きで検証していったのか。

(登) ICOMOSの考え方は我々のものと違うところがあると考えている。情報照会の決議を受けた後、ICOMOS現地調査を担当したオーストラリアの方と、イスラエルの方を招聘し、現地を見せながら再度説明したところ納得を得た。

(県) 登封の世界遺産は「日時計」と「観星台」が重要だと思うがどうか。

(登) その通り。中庸の思想、左右対称、建築物の中軸線、中間、中心などはみな中国古来の考え方である。「天地之中」はこれらを一言で言い表すものであり、「観星台」などの施設はこの考え方と密接に関連しておりとても重要である。

2 世界遺産記載後について

(県) 記載後の仕事はどのようなことが主体となっているか。

(登) 大きく3つである。一つ目は、遺産そのものの保存管理、2つ目は遺産に関する経過観察（モニタリング）、3つ目は登封の世界遺産に関する研究会の立ち上げである。3つ目の研究会の立ち上げについては、現在「中華研究会」と「嵩山研究会」の二つを立ち上げたところ。

3 拡張登録等について

(県) 中国は世界遺産の拡張登録の事例も豊富であるようなので、是非参考にしたい。

(登) 嵩山は「泰山」の拡張による複合資産としての追加を目指している。また、シルクロードについては現在申請準備中である。これは、中国の5つの省に加え、西アジアの国も含まれる。

4 保存管理について

(県) 日常の維持管理も文物局で行っているのか。

(登) 基本的にはそうだ。2009年にドイツとフランスに視察に行ったが、遺産の日常管理は民間が行っていた。民間の力で保存管理できることが望ましい姿だと思う。

(県) ビジターセンターはあるか。

(登) 博物館の中、嵩陽学院の中、そして観光集散センターを新たに作るという、3つの計画を立てているところ。

(県) 保存管理全般における問題点は何か。

(登) ひとつは財政的問題。登封市には世界遺産以外の貴重な文物も多数存在しており、文化財保護のために多額のお金が必要である。2つ目として専門家の意見等への対応である。建築物を修復する場合などにおいて、専門家の指導や判断が人によって違う場合が多い。例えば太室闕は現在覆い堂によって保護しているが、専門家によってはそれを外すべきという意見もある。そのまま残すのか、修理するのか、一部残すのかなど、それぞれ意見が違うので苦慮している。3つ目は資産の追加の問題である。現在の世界遺産に加えたい資産があるが、保存管理上の問題から加えられないものがある。

(県) 覆堂に関しては、平泉でもコンクリート製の金色堂覆堂について、ICOMOSから指摘を受けた。

5 日本の世界遺産の保存管理について

(登) 日本では世界遺産の保存管理にはどこが費用を負担しているのか。

(県) 一般的に、国・県・市町がそれぞれ50:25:25程度の割合で負担している。

(登) その費用は定額か。

(県) それぞれの資産の状況による。

(登) 中国の場合、予算はあっても実際の支給が滞る場合が多い。入場料等の収入も保存管理委員会には一部しかはならず、ほとんどは国になってしまう。

(県) 日本では、寺院などの文化財は個人の所有となっていて、それを国や県が文化財として指定して、責任を持って資金も補助する建前になっている。

(登) 修理等を行う場合には、あらかじめ中国国家に申請しなければならない。

(県) 日本においても同様である。



写真1 太室闕（覆屋）

太室闕は、保護のため石積みの覆屋が設けられている。その内部は写真撮影禁止。

晴天であれば、背後に嵩山連峰太室山の一部が確認でき、太室闕によって、嵩山と皇帝祭祀や供犠との関係を見ることができる。



写真2 中岳廟（入口付近）

中岳廟は、太室闕の北方に位置する。軸方向は正南北。内部には道教を反映する建築や石碑、彫像等が配置されている。

太室闕同様、晴天であれば、背後に嵩山連峰太室山の一部が確認できる。



写真3 中岳廟（天中閣）

中岳廟の中心的建物である。

建物自体は16世紀に大きく改築されて天中閣となり、その後においても修繕が行われている。



写真4 啓母關（覆屋）

啓母關もまた、太室關同様保護のための覆屋が設けられている。内部は写真撮影禁止。

背後に嵩山連峰の一部（少室山）がかすかに見えている。山へ向かう途中に、啓母石がある。これは、自然石であるが、嵩山の信仰と密接に関連している。



写真5 啓母關（啓母石）

「淮南子」に記される物語に、禹の妻である塗山が嵩山の麓で石に変わり、その石が割れて子の啓が残されたとあることから、「啓母石」と呼ばれているもの。啓母關の北東方向に所在。



写真6 嵩岳寺塔（仏塔）

嵩岳寺塔は、6世紀に建立された仏塔で、塔が嵩岳寺の中心的建造物となっている。

高さ約36.8 m、径約10.6 m。煉瓦製のもので、内部は空洞で平面は八角形を呈している。

東方に、嵩山の一部である太室山が見えている。



写真7 嵩岳寺（大雄殿）

嵩岳寺は嵩山の南麓に位置し、6世紀に宣武帝の離宮を仏教寺院に変えたものと伝えられる。

向かって左側に六祖殿、右側に伽藍殿が所在する。山門・嵩岳寺塔と同一軸上に、この大雄殿が位置する。



写真8 少林寺

少林寺は、「天地之中」の資産群のなかで、最も広い資産面積を有し、集客数も多い。「常住院」「初祖庵」「塔林」の3つの要素によって構成されている。

西側遠方の峰が少室山。



写真9 少林寺（山門）

境内は広く、武術に関する学校などもその中に含まれている。

締約国の主張の一つであった禅宗との関わりについての評価は得られなかった。



写真 10 少林寺（初祖庵）

初祖庵は12世紀前半に建立された木造建造物で、禅宗祖師の菩提達磨の記念とされたもの。少林寺の西北約2キロの少室山五乳峰山麓に位置する。

ほかに、境内には5棟の同時代建物及び49の石碑が残されている。



写真 11 少林寺（塔林）

塔林は、少林寺山門の西約300mに位置する少林寺の歴代高僧の墓地である。唐代から現代に至る石塔が248基建立されている。

塔の形状は大きさは建立された時代によって異なり、また、生前の業績や地位によって建て分けられている。



写真 12 会善寺（大雄宝殿）

会善寺は、太室山積翠峰南麓に位置している。北魏孝文帝の離宮を5世紀に仏教寺院に改めた。

大雄宝殿は、境内唯一の元代の木造建造物である明清代には改築が行われているが、その真実性は保持されているとされる。



写真 13 会善寺（大雄宝殿）

会善寺の大雄宝殿上部に掲げられている山号「天中山」。

登封における「天地之中」の概念が元代の仏教寺院に反映されていることを伺うことができる。



写真 14 嵩陽書院（大唐碑）

8世紀に建立された石碑。5つのブロックで構成され、高さ9メートルほど。嵩陽書院は、宋代に儒教の学問所として整備されるが、元は北魏時代の仏教寺院。

唐代には、碑文に記されるような道教的要素が強く反映されている。



写真 15 観星台（入口付近）

太室山の南側平坦地に位置している。夏王朝の首都とされる王城岡遺跡にもほど近い。

周公が天体観測を志したとされる場所に、後世、碑文や天体観測施設がつくられ続けた。

ここにおいて「天地之中」として天体観測が続けられたことが、世界遺産としての「登封」の建造物群の評価に大きな役割を果たした。



写真 16 周公測影台

8世紀に周公の業績をたたえて建立したとされる石碑。この石碑が日時計となっている。

背後の建物は周公社。



写真 17 観星台

13世紀（元代）に建立された天体観測施設。周公測影台に隣接していて、ここで「天地之中」として天体観測を行うべき場所であることが長期にわたって示されている。この施設は、イコモスから基準（i）としても証明可能であることが示されているが、シリアルノミネーション全体としては、基準（i）は満たしていないとされた。



写真 18 観星台（上部）

観星台には様々な天体観測施設が構築されている。大理石で作られた方位計もそのひとつ。13世紀にこの地域が世界でも先端的な科学技術を有していたことを示しているもの。